

令和6年

4月農業委員会総会議事録

■日 時	2024年（令和6年） 4月12日（金） 14：30～14：48	反 訳：
■場 所	和泉市役所 本館 5－A会議室	
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（10名） 1 西川 文三 2 3 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 13 14 岡田 如弘 [欠席委員] 計（4名） 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 12 仲野 充 13 森 忠清 [事務局] 計（6名） 藤原美津子 仲野 文三 岸田 忠仁 麓 信也 伊藤 真琴 西川 秀士	
提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 議案第3号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

局 長	それでは、只今から令和6年4月の委員会総会を進めさせていただきます 農業委員会総会に先立ちまして、4月1日付の人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動がありましたので、ご報告させていただきます。 まず、事務局次長でありました 富永利幸 でございますが、令和6年3月末で役職定年となり、契約検査室へ主査として異動となりました。 次に再任用職員の 辻林茂保 につきましては、令和6年3月末にて退職となりました。 続いて異動してまいりました職員の紹介をさせていただきます。市民室から異動してまいりました総括主幹の 岸田忠仁 でございます。 次に、産業振興室から異動してまいりました再任用職員の 西川秀士 でございます。 今年度、この新体制で頑張っていりますので、よろしくお願いします。 それでは、開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。 本日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。 （会長挨拶） それでは、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。 早速ですけど、本日の出席者数を事務局から報告願います。 本日、委員会に出席されております委員は10名でございます。
友田会長	
事 務 局	

友田会長	欠席の旨、連絡がありました委員は、2番 井阪武範委員 3番 西辻委員 12番 仲野委員 13番 森副会長です。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。 それでは引き続き、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。 本日の議事録署名人には、11番福本敏行委員、14番岡田如弘委員の御両名にお願いいたします。
事務局	(両委員の承諾あり) それでは、議案書1ページをお願いいたします。 4月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第2号となっておりますので、よろしくお願いいたします。 議案書2ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第1号、1番、大野町の物件について事務局から説明願います。 事務局の伊藤でございます。 議案書3ページ、1番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は、大野町で、地目は、田1筆、畑2筆、面積は合わせて474㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から300m、車で2分の距離に位置しております。 譲受人は噴霧器などを保有しており、農業従事予定日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。 また、周辺地域との関係については、「周辺地域の農地に支障のないよう作業いたします。」とのこと。 続きまして、地区担当の福本委員から受けました調査結果を報告させていただきます。 「現地確認を行い、みかん栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認をいたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地でみかんを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。

事 務 局	異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可することに決定いたします。 議案書 4 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条の規定による農用地利用集積計画 5 件を別表のとおり定めるものとします。 議案第 2 号 1 番、2 番 芦部町の物件につきまして、関連があることから一括説明願います。 議案書 5 ページ、1 番及び 2 番について関連があることから一括して説明させていただきます。 物件の所在地は芦部町で、地目は田 4 筆、面積は合わせて 3, 776 m²でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規継続の別、農地区分につきまして、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の西辻委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題はありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。
友田会長	以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第 2 号、1 番及び 2 番については許可することに決定いたします。
事 務 局	議案第 2 号、3 番、国分町の物件について事務局から報告願います。 議案書 5 ページ、3 番について説明させていただきます。 物件の所在地は、国分町で、地目は、田 1 筆、面積は 1, 530 m²でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

友田会長	以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第2号、3番については許可することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第2号、4番、浦田町の物件について事務局から説明願います。 議案書5ページ、4番について説明させていただきます。 物件の所在地は浦田町で、地目は、田3筆、面積は合わせて2,560㎡でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の讃岐委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、保安全管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で花卉栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第2号 4番については許可することに決定いたします。
事務局	議案第2号 5番池田下町の物件について事務局から説明願います。 議案書5ページ5番について説明させていただきます。 物件の所在地は池田下町で、地目は田6筆、畑1筆、面積は合わせて3,210㎡でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、水稻及び保安全管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

友田会長	また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第2号 5番については許可することに決定いたします。 議案書6ページをお願いいたします。 議案第3号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画1件を別表のとおり要請するもの とします。
事務局	議案第3号 1番山荘町の物件について事務局から説明願います。 事務局の麓でございます。 議案書7ページ、1番について説明させていただきます。 物件の所在地は山荘町一丁目で、地目は、畑1筆、田1筆、面積は合わせて746㎡ でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の奥村委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、畑として耕作されている農地であり、借り手に意思確認いたしました。借り手は申請地で花卉栽培する予定です。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。
友田会長	以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたします。 続きまして、報告案件に移ります。 議案書8ページ、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用1件を専決により受理しましたので、報

告します。

議案書 9 ページを御参照ください。

続きまして、議案書 10 ページ、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転 3 件を専決により受理しましたので報告いたします。

議案書 11 ページを御参照ください。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了しました。

その他、何かご質問等はございませんか。

ご質問等ないようでございますので、本日は委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。

これにて終了させていただきます。

閉会時間 14 時 48 分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員